# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　SHOWA SHINKU CO.,LTD.

最終更新日：2015年4月16日
株式会社昭和真空
代表取締役社長　小俣　邦正
問合せ先：経営管理部　042-764-0385
証券コード：6384
http://www.showashinku.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主、従業員、債権者、顧客を含む取引先、地域社会等のステークホルダーに対して責務を果たすにはコーポレートガバナンスの確立が不可欠であり、最も重要な経営課題の一つとして認識しております。
また、当社は、取締役の選任、報酬の決定、経営の監視及び監査役報酬等、コンプライアンスの確保を含む経営諸問題に関して、「透明性の向上」、「独立性の確保」、「意思決定の迅速化」を追究しております。
そのため、18項からなる「昭和真空企業倫理行動指針」を定め、その遵守を通じて企業倫理の徹底を進め、今後の発展と役員、社員全体の成長を目指すことを基本理念としております。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 株式会社アルバック | 1,329,500 | 20.45 |
| 小俣邦正 | 567,600 | 8.73 |
| 有限会社小俣興産 | 381,440 | 5.86 |
| 昭和真空従業員持株会 | 270,852 | 4.16 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 145,000 | 2.23 |
| 日本生命保険相互会社 | 129,600 | 1.99 |
| 小俣佳子 | 120,000 | 1.84 |
| 小俣輝明 | 120,000 | 1.84 |
| 小俣みつこ | 120,000 | 1.84 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 機械 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 10 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 6 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 0 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 末代　政輔 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 末代　政輔 | | 当社株式を20.45%保有する株式会社アルバックの取締役営業本部長 | 同氏は株式会社アルバックでの豊富な経験により、経営全般における幅広い知識と見識を有し、業界動向に関する情報及び経営に係わる助言を得るため、当社の社外取締役として適<br>任のため、選任しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は、会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保っております。
・監査役は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内容についての説明を受け、意見交換を行っております。
・当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。監査役は、会計監査人の監査計画を事前に説明を受け、会計監査及び棚卸実査に際しては随時立会い等を行うほか、監査報告書に基づき監査結果の内容につき、詳細な説明を受けることとしております。
・会計監査人から、取締役の職務遂行に関して不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、審議の上、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うこととしております。
・当社は内部監査室を常設し、社内ルールの遵守性ならびに会計記録の正確性、網羅性をはじめとする内部統制の運用状況のモニタリングを行うことにより、社内管理体制のレベルアップに努めております。内部監査は、内部監査規程及び監査基準に基づき、監査計画を立案しております。
・監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係わる年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができます。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めた時は、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |

| | |
|---|---|
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 千葉　睿一 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 中村　孝男 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 千葉　睿一 | ○ | 独立役員として指定しております。 | 弁護士であり、経営監視機能の専門性を高めるため社外監査役として選任しております。また、同氏に当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社からの多額の報酬等その他の財産上の利益を<br>受けている事実も存在していないため、十分な独立性が確保されているものと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 中村　孝男 | | 当社株式を20.45%保有する株式会社アルバックの取締役財務部長 | 経営監視機能の客観性及び中立性を高めるため。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 1 名 |

その他独立役員に関する事項

特記事項はありません。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

該当項目に関する補足説明

当社及び当社の完全子会社の取締役・従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、平成14年６月27日開催の第44回定時株主総会の決議に基づき、新株予約権（ストックオプション）の付与を行っております。

新株予約権の概要（平成14年6月27日決議）
付与対象者：当社取締役6名　当社従業員　202名
株式の数（新株予約権の数）199,000株（1,990個）
行使価格　一株当たり　844円
行使期間　平成16年7月1日より平成19年6月29日まで

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員 |

該当項目に関する補足説明

平成25年３月31日現在、該当事項はありません。

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、取締役、監査役の別に各々の総額を開示しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成26年3月期
取締役に支払った報酬　6名　支払額　51,308千円(うち社外取締役　　0千円)
監査役に支払った報酬　3名　支払額 10,500千円(うち社外監査役　1名　3,000千円)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のためだけの専従スタッフは配置しておりませんが、取締役会に関しては、経営管理部が事務局として運営をサポートしております。社外取締役や社外監査役に対する取締役会通知や議案の連絡を書面又は電子メールで行うほか、必要に応じて事前説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、業界動向、業種、業態及び企業規模などを総合的に勘案し、取締役6名(うち社外取締役1名)による取締役会において、経営の意思決
定と監督を行うこととしております。また、社外取締役は、当社との利害関係のない独立した立場から取締役会の監督機能強化や経営の中立性、
客観性を高める役割を担っています。
また、取締役会から授権された範囲で、社内取締役6名で構成する経営会議により、日常の業務執行の決定及び承認を行っております。業務執行に関する事項は、個々の担当取締役に一定の範囲で権限委譲が行われています。取締役会は原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨
時に開催し、各取締役より業務執行状況について、少なくとも3ヶ月に1回以上報告を行うこととしております。経営会議は原則として毎月2回、さら
に必要に応じ臨時に開催しております。更に、毎月1回開催される部長会、6ヶ月に1回行われる幹部会(管理職以上出席)を通じて、施策の徹底及び情報の共有化を図っております。
当社は監査役制度採用会社であり、 監査役3名のうち2名は社外監査役であります。うち1名は弁護士資格を有する者であります。それぞれ高い見識、専門知識をもって監査を実施しております。取締役会への出席のほか、常勤監査役1名は、経営会議その他社内の各種会議に出席して、経営に対する監視機能の強化を図っております。
取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の監視が働く仕組みとなっております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役を含めた取締役会における意思決定及び業務執行を行いながら、監査役会、内部監査室、会計監査人による適正な監視体制の連携がとれ、牽制機能が強化されていることにより、経営監視機能の客観性と中立性は十分に確保されていることから現状の体制を採用しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 今後、株主総会の活性化等に向けて、決算期間の短縮による株主総会招集通知の早期発送などを検討してまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 今後、株主総会の活性化等に向けて、株主総会集中日の回避などを検討してまいります。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回定期的に実施しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | ホームページから各種資料の閲覧が可能になっています。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 経営管理部　IR担当 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | ISO14001を取得し、遵守することで環境保全に配慮した経営を行うことを宣言し、ステークホルダーを含めたグローバルな視点で展開していくこととしました。 |

## Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

### 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るため「昭和真空企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、役員及び従業員が日常の業務遂行において遵守すべき事項を定め、コンプライアンス委員会が社内教育等を通じて、その周知徹底を図っております。また、社長直轄の内部監査室が、社内規程の遵守状況、管理システムや事業活動の妥当性・効率性等について内部監査を実施し、具体的な改善策について助言を行っております。また、コンプライアンス違反については「通報制度規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会事務局が窓口となり、公正かつ適正に職務が遂行できるようにいたしました。

なお、平成18年5月17日の取締役会において、当社の「内部統制システムに関する基本方針」を決議いたしましたが、その後の内部統制システムの整備状況を踏まえ、平成27年4月に一部改定を行っております。概要は次のとおりです。

内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守ならびに資産の保全等を目的として、内部統制システムに関する基本方針を定める。また、本方針に基づく内部統制システムの整備状況を継続的に評価し、必要な改善を図ることにより、実効性のある適正な内部統制システムの構築・運用を実施していくものとする。

1．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社では、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るため「昭和真空企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、役員及び従業員が日常の業務遂行において遵守すべき事項を定める。
（2）役員及び関連部署の代表者からなるコンプライアンス委員会を設置し、社内教育等を通じて、その周知徹底を図っていくこととする。
（3）社長直轄の内部監査室が社内規程の遵守状況、管理システムや事業活動の妥当性・効率性等について内部監査を実施し、具体的な解決策についての助言を行うこととする。
（4）コンプライアンス違反については、「通報制度規程」を定め、経営管理部内に設置されるリスク・コンプライアンス委員会事務局が窓口となり、公正かつ適正に職務が遂行できるように運営を行うこととする。

2．取締役の職務の遂行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係わる以下の情報（電磁的記録を含むものとする）の保存及び管理は、法令、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に行うこととする。
・株主総会議事録
・取締役会議事録
・経営会議議事録
・稟議書
・計算書類
・その他取締役が決定する情報

3．損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社は「リスク管理規程」を制定し、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理していくこととする。また、以下のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備することとする。
・地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
・役員、従業員の不適切な業務執行により生産・販売活動に重大な支障を生じるリスク
・基幹情報システムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク
・その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するための取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定めるとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討、決定する経営会議等の有効な活用、各部門間の有効な連携確保のための制度の整備・運用、取締役に対する必要かつ効果的な研修の実施等を行うこととする。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社は、子会社を管理する部署には担当役員を配置し、「関連会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制とする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告するものとする。
（2）昭和真空グループに属する会社間の取引は、法令、その他の社会規範に照らし、適正な処置を講ずるものとする。
（3）代表取締役、業務執行を担当する取締役及び経営管理部は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備をするように指導することとする。
（4）当社は、「リスク管理規程」を定め子会社も適用範囲とすることにより、子会社のリスクについても網羅的・総括的に管理していくものとする。
（5）当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保するものとする。
（6）当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社のリスク・コンプライアンス委員会事務局に報告する体制とする。
（7）外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

6．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合には、必要に応じて取締役及び監査役が意見交換を行った上で、速やかに配置することとする。

7．当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項
（1）当該従業員は、取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課については監査役が行うこととする。これらの者の異動、懲戒については監査役の同意を得るものとする。
（2）当該従業員が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び担当取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合には必要な支援を行うこととする。

8．取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
（1）取締役及び従業員は、監査役に対して法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
（2）内部監査室は、常勤監査役に対して、内部監査の状況について報告しなければならないものとする。
（3）取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
（4）常勤監査役は、重要な会議等には出席できるものとする。
（5）当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役及び従業員等、並びに子会社の取締役及び従業員等に対して報告を求めることができる。
（6）監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係わる年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができるものとする。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務監査の策定等を求めることができるものとする。
（2）監査役は、会計監査人の選任・解任について次の権限を有する。
・会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する株主総会の議事内容の決定
・会計監査人の選任・解任に関する取締役会の議案の内容の決定
（3）監査役は、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については、事前に監査役が報告を受けることとする。また、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については、監査役の事前承認を要するものとする。

11. 反社会的勢力による被害を防止するための体制
（1）反社会的勢力による不当要求には、社長以下組織全体として対応すべく、「昭和真空企業倫理行動指針」等の社内規則においてその対応の明文化を図るものとする。
（2）反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する体制を構築する。
（3）反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
（4）反社会的勢力とは、取引関係も含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
（5）反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うものとする。
（6）反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
（7）反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定された内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指揮の下、適切な内部統制を整備・運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関連法令等との適合性を確保する。

以上

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「昭和真空企業行動指針」に則り、法令・社内規則を遵守し、誠実で倫理的な事業活動を行うことを基本方針とし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨み、関係排除に取り組んでいます。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――